

指定数量

【危険物の物性】

引火点

- 可燃性物質(主として液体)が空気中で点火した際、燃え出すのに十分な濃度の蒸気が表面付近に発生する最低温度。

燃焼点

- 引火点からさらに上の、小さな点火炎により連続的に燃焼を始める温度。

発火点

- 可燃性物質を過熱し続けた際、火炎や火花などがなくても、自然に発火する最低温度。

燃焼範囲(燃焼限界)

- 可燃性気体または可燃性液体の蒸気と、空気や酸素などの支燃性気体が混合した、混合気体に点火すれば、爆発を起こす混合濃度の範囲。

【指定数量】

- 危険物について、その危険性を勘案して、政令で定める数量。
- 指定数量の何倍あるかによって貯蔵、取り扱い量を規制する。

例1) ガソリン1000ℓ

$$1000\ell \div 200\ell = 5\text{倍}$$

例2) ガソリン400ℓ 灯油300ℓ 重油3,000ℓ

$$400\ell \div 200\ell + 300\ell \div 1,000\ell + 3,000\ell \div 2,000\ell = 3.8\text{倍}$$

- 指定数量以上の危険物の貯蔵・取り扱いは、危険物施設で行わなければならない。
- 指定数量未満の危険物の貯蔵・取り扱いの技術上の基準は火災予防条例で定める。
- 指定数量以上の危険物であっても、取り扱い期間が10日以内であれば、消防長または消防署長の承認を受けて、危険物施設以外の場所で貯蔵・取り扱いができる。
- 航空機・船舶・鉄道・軌道による危険物の貯蔵・取り扱い・運搬は上記の適用はされない。

【少量危険物】

- 指定数量未満かつ指定数量の1/5以上の数量の危険物
- 少量危険物の貯蔵・取り扱いを予定されている場所を、管轄する消防署へ届け出なければならない。
- 貯蔵・取り扱いの技術上の基準は火災予防条例で定める。

指定数量

【第4類 引火性液体の指定数量】

1 特殊引火物 50ℓ

- ・発火点100℃以下のもの
- ・引火点-20℃以下で、かつ、沸点40℃以下のもの
ジエチルエーテル 二硫化炭素 アセトアルデヒド 酸化プロピレン

2 第一石油類

- ・引火点21℃未満のもの
- 〈非水溶性〉 200ℓ
ガソリン ベンゼン トルエン n-ヘキサン 酢酸エチル エチルメチルケトン
- 〈水溶性〉 400ℓ
アセトン ピリジン ジエチルアミン

3 アルコール類 400ℓ

- ・炭素数3までの飽和1価アルコール(変性アルコール含む)
メタノール エタノール n-プロピルアルコール イソプロピルアルコール

4 第二石油類

- ・引火点が21℃以上70℃未満のもの
- 〈非水溶性〉 1,000ℓ
灯油 軽油 クロロベンゼン キシレン n-ブチルアルコール
- 〈水溶性〉 2,000ℓ
酢酸 プロピオン酸 アクリル酸

5 第三石油類

- ・温度が20℃で液状であり、かつ、引火点が70℃以上200℃未満のもの
- 〈非水溶性〉 2,000ℓ
重油 クレオソート油 アニリン ニトロベンゼン
- 〈水溶性〉 4,000ℓ
エチレングリコール グリセリン

6 第四石油類 6,000ℓ

- ・温度20℃で液状であり、かつ、引火点が200℃以上250℃未満のもの
ギヤー油 シリンダー油

7 動植物油類 10,000ℓ

- ・動物の脂肉等・植物の種子・果肉から抽出したものであって、引火点が250℃未満のもの